

令和7年10月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和7年10月10日 午後2時39分

市役所 501、502、503会議室

2 閉会日時 令和7年10月10日 午後2時51分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一
渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉	魚谷千代子
青谷 強	安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広
西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹	

(2)欠席者(なし)

(3)欠員(1名)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	辰市 舞
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 非農地証明交付申請の承認

議案第3号 利用権の設定(農地中間管理事業の推進に関する法律)

報告第1号 農地改良届の受理

午後2時39分開会

○事務局長(君) じゃあ、現地確認のほうお疲れさまでした。

令和7年10月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員数は19名で全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、[] よろしくお願いいたします。

○議長（[] 君） 現地視察お疲れさまでした。だんだん秋も感じられるようになってきましたが、気候の変わり目、体調を崩しますので、十分注意して生活していただきますようお願いいたします。

それでは、10月期の農業委員会を開催します。

○議長（[] 君） 10月期の農業委員会の議事録署名委員は、[] さんと[] のお二人にお願いします。

○議長（[] 君） それでは、議案第1号農地法3条10—20から説明をお願いします。

○係（[] 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—20について御説明いたします。

議案集1ページ、お願いします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は現在年齢74歳で、古賀市において家族で農業をされている方です。農業従事年数は50年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻、軟弱野菜の栽培を行っておられます。

農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明でございます。議案集2ページ、お願いいたします。

古賀東中学校の南側に位置する斜線部の3筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の栽培を行っていききたいとのことでございます。

本件については、地元委員さんの署名・捺印をいただいておりますことから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[] 君） 事務局説明終わりました。疑問等、質問等あります方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

10—21 説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、3条の申請番号10—21の説明に入るんですけども、ここで説明の前に、関係者になりますので、 の御退席をお願いいたします。

〔 退席〕

○議長（ 君） はい。

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について、譲受人が同一のため、申請番号10—21、10—22併せて御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は現在年齢27歳、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は1年半と伺っております。

農業経営状況としましては、イチゴ、露地野菜の作付を行っております。

農機具は、トラクター、軽トラック、草刈り機等を所有しております。

続きまして、位置図の説明でございます。3ページお願いいたします。

麦田橋の北東側に位置する斜線部の3筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、スイートコーンの栽培を行って行きたいということです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印をいただいていることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明を終わりました。

御意見等があります方は。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） はい、全員賛成。

○議長 () 君) 議案第2号非農地証明交付申請の承認ということで、10-3の説明をお願いします。

○係 () 君) それでは、続きまして、議案第2号非農地証明交付申請の承認、申請番号10-3について御説明いたします。

議案書4ページ、お願いいたします。

申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

位置図の説明でございます。5ページ、お願いいたします。

申請地は、小山田にございます小山田コミュニティ消防センター格納庫ですね。格納庫の北側に接します斜線部の2筆になっております。

6ページは現況図になります。

次に、経緯の説明でございます。

申請地におきましては、登記地目が農地(畑)となっておりますが、この申請地に申請者の住宅等が建築されております。

この度、申請人が所有している不動産について調査をしている際に発覚し、本申請がなされたものでございます。

なお、この住宅等は、課税台帳・航空写真等から、少なくとも昭和46年には建築されております。

以上のことから、本案件は住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していること等の確認ができましたことから、事務局で申請を受理しております。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の検討内容について御説明いたします。

7ページ、お願いいたします。

記載の非農地証明交付基準ごとに検討内容について御説明をいたします。

- 1番、住宅等の建物敷地として利用されており、適。
- 2番、住宅等の進入道路としての利用はないため、検討外。
- 3番、市街化区域内農地ではないため、検討外。
- 4番、農地法第51条違反転用処分及び農業委員会からの指導を受けていないため、適。
- 5番、農業振興地域内の農用地区域ではないため、適。
- 6番、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないため、適。
- 7番、農業施設等の補助対象農地ではないため、適。
- 8番、集団性のある優良農地内でないため、適。

9番、自然災害による被災土地ではないため、検討外。

10番、住宅等の敷地として利用されているため、検討外。

11番、他法令との調整の見込みがあるため、適。

12番、前各号に定めるもののため、検討外。

以上のように判断しております。

また、地元農区及び農業委員からの聞き取り等も踏まえて、古賀市の非農地証明交付基準を満たすものであると判断されることから、事務局で受理いたしておいます。

事務局からの説明は以上になりますが、地元委員さんから何か御説明が、補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 五十数年前に建てられた家で、そこが何かね、田とか畑になっていると聞かされて、ちょっと私もびっくりした次第でございます。

去年の農地パトロールで宅地であるのに、そこは非農地、農地というチェックが入ったんで、これは単に間違いだろうということでチェックして返したと。やっぱりそれ間違いじゃなかったと、今になってですね分かりました。

それから、2年前に地籍調査があつて、その本人はそこが宅地じゃないっていうのを認識しとったと思うんですね。ただ、それでそのときにアクションを起こしてもらいたかったなと思ったんですけど、やっぱりちょっと意識が薄れておるといふ、そういった状況でありまして、ちょっとがっかりしております。

で、やっぱり課税はちゃんと宅地としてされておりましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（ 君） はい、説明終わりました。

御意見等あります方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、議案第3号、利用権設定ということで、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号利用権の設定について説明いたします。

8ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」となっておりますことから、今回議案を提案いたしました。

今回、新規で2件の申出がっております。

8ページ、申請番号10—22、青柳町にございます1筆、面積790m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和7年12月1日から令和12年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号10—23、青柳町にございます1筆、面積2,164m²のうち702m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和7年12月1日から令和12年12月末日までの貸し借りとなっております。

議案の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明を終わりました。

御意見等あります方は。ありませんか。

○委員（[REDACTED]君） すいません。10—22のほうの対価は13万円ですか。要は6年分でということになるんでしょうか。

○係（[REDACTED]君） 基本的には年額13万ですね。

○議長（[REDACTED]君） よろしいですか。

○委員（[REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） それでは、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。

午後2時51分閉会